



個人市民税・県民税の年金からの特別徴収について

■問い合わせ先：税務課市民税グループ ☎内線2226

市民税・県民税の年金からの特別徴収とは？

公的年金等を受給している方のうち一定の条件を満たす方には、年金保険者（日本年金機構など）が公的年金等を支給する際に市民税・県民税を差し引いて、本人の代わりに納入する制度です。

年金特別徴収の対象は、次の条件を全て満たす方です

- 4月1日現在、65歳以上の方で公的年金等（老齢基礎年金・退職年金など）を受給している方
- 公的年金等にかかる市民税・県民税の納税義務がある方
- 公的年金等の年間給付額が18万円以上の方
- 介護保険料が特別徴収されている方
- 特別徴収する市民税・県民税が、年金の年間給付額を超えない方

※年金から特別徴収されるのは、公的年金等にかかる所得から計算された税額のみです。公的年金等以外の所得（給与所得・不動産所得など）にかかる税額は、給与からの特別徴収や普通徴収（個人納付）で納めていただきます。

次の場合でも年金特別徴収が継続されるようになりました

● 税額に変更があった場合

今までは、年度の途中で特別徴収する税額が変更になった場合は、特別徴収を停止し普通徴収へ切り替えていました。これからは一定の要件のもと、12月分と2月分の本徴収で税額を調整し、変更後の税額で特別徴収が継続されます。

● 市外に転出した場合

今までは他市区町村に転出した場合は、特別徴収を停止し普通徴収に切り替えていました。これからは転出した時期により一定の要件のもと、年金特別徴収が継続されます。

▼ 1月1日～3月31日に転出した場合

- 翌年度の仮徴収（4月・6月・8月）が継続されます

- 翌年度の本徴収（10月・12月・2月）は停止し、普通徴収に切り替わります

▼ 4月1日～12月31日に転出した場合

- 翌年2月までの本徴収が継続されます

- 翌年度4月からの仮徴収は停止し、普通徴収に切り替わります

年金特別徴収税額の差し引き方法

年金特別徴収 納期・月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
各月の徴収額の算出方法	$(前年度の年税額 \div 2) \div 3$			$(年税額 - 仮徴収税額) \div 3$		

※割り切れない端数金額（100円未満）は4月と10月に上乗せされます

※今年度年金特別徴収が開始（再開）される方は、10月以降に支給される年金から差し引きが始まります。詳しくは、6月に郵送した「市民税・県民税税額納税決定通知書」をご覧ください

年金特別徴収Q&A

Q 年金からの天引きではなく、今までどおり口座振替か納付書で納めたいのですが…。

A 公的年金等からの特別徴収制度は地方税法で定められており、ご自身で納付方法を選択することはできません。

Q 現在龍ヶ崎市に住んでいますが、平成29年12月に他市への引っ越しを予定しています。年金からの市民税・県民税の天引きはどうなりますか？

A 平成30年2月までの年金特別徴収は継続されます。平成30年4月からの特別徴収（仮徴収）は停止し、普通徴収に切り替わります。

Q 6月に遅れて確定申告をしました。市民税・県民税の金額も変更になると思いますが、年

金からの特別徴収はどうなりますか？

A 申告により市民税・県民税の税額が変更になった場合は、12月や2月に差し引きする税額を調整し、変更後の税額で特別徴収が継続されます。

Q 給与と年金から市民税・県民税が差し引かれていますが、二重納付ではありませんか？

A 公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税は、年金から天引きすることができません。給与所得に係る市民税・県民税については給与からの天引き、もしくは納付書・口座振替による個人納付で納めていただきます。徴収方法は複数に分かれますが、二重納付ではありません。